

議案第 17 号

墨田区景観条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 8 年 9 月 8 日

提出者 墨田区長 山 本 亨

墨田区景観条例の一部を改正する条例

墨田区景観条例（平成 21 年墨田区条例第 10 号）の一部を次のように改正する。

第 19 条第 1 項中「第 16 条第 7 項第 11 号」を「第 16 条第 8 項第 12 号」に改める。

付 則

この条例は、墨田区規則で定める日から施行する。

（提案理由）

景観法の一部改正により、引用条文に移動があることに伴い、所要の規定整備をする必要がある。